

(第一類 第十五号)

第二十七回国会  
衆議院

議院運営委員會議録第六号

(六二)

昭和三十一年十一月八日(金曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 保利 茂君

理事 荒船清十郎君 理事 佐々木秀世君

理事 岡田 直君 理事 堀永 健司君

理事 山中 貞則君 理事 池田 頑治君

理事 野原 覺君

内田 常雄君 大野 市郎君

長谷川四郎君 栗原 俊夫君

小牧 次生君 佐々木良作君

委員外の出席者

議長 益谷 秀次君

副議長 杉山元治郎君

(衆議院参事 山崎 高君)

本日の會議に付した案件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

庶務小委員長の報告  
国会法第五十六條の二による本會議における議案の趣旨説明聴取の件

○保利委員長 それでは會議を開きます。

前会留保になつておりました各種公務員任命につき同意又は事後の承認を求めるの件でありますが、各党においてなるべく早く御検討を願うこととして、本日のところは留保いたします。

○保利委員長 この際、庶務小委員長から発言を求められておりますので、これを許します。岡田小委員長。

○岡田委員 先日庶務小委員会を開きまして、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、並びに国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案の起草について御協議をいたしましたので、その結果につき御報告をいたします。

本件は、このたび一般職の職員について十二月十五日に支給する期末手当の額を〇・一五カ月分増額するため、政府から法律案が提出されましたので、これにならぬとして、国会議員及び秘書についても、同様の増額をしようとするものであります。小委員会におきましては、協議の結果、ただいまお手元に配付してございます通りの案を決定した次第であります。

なお、この際あわせて御報告いたしておきますが、院内中央食堂の経営者でありました米山君が、去る九月二十五日死亡いたしましたので、従来その支配人でありました原海海より、営業許可の申請が参つております。これにつきましても、協議の結果、小委員会においては、許可して差しつかえないものと決定した次第であります。

○保利委員長 ただいま御報告のありました両法律案起草の件につきましても、お手元に配付の案を委員会の成案となし、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

○保利委員長 さよう決定いたしました。

本案の提出の手續に關しましては、衆議院規則第四十八條の二によりまして、内閣に對し意見を述べた機会を与えなければならぬことになっております。この点につきましても、委員長から内閣に意見を求めることに御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

○保利委員長 そのように決定いたします。

○保利委員長 次に、緊急上程予定議案についてでありますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、先ほど委員会の審査を終了いたしましたので、本日の本會議に緊急上程し、また先刻御決定願いました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の法律案の次に上程するに御異議ございませんか。

○保利委員長 そのように決定いたします。

○保利委員長 次に、本會議におきまして趣旨説明を聴取る議案についてでありますが、八木一男君外十五名から提出されております公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案について、社会党から国会法第五十六條の二の規定によりまして、本會議でその趣旨説明を聴取したいとの申し出がおります。先刻の理事会におきまして慎重協議をいたしましたので、本件は、先例といたさないという趣旨の条件において、説明の聴取を求めることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○保利委員長 それでは、本日の本會議において、その趣旨説明を聴取することに決定いたしました。

○池田(補)委員 この際、大へんどうも自由民主党の御寛大な扱いに對しまして、わが党としては深く感謝いたしておる次第であります。つきましては、他の二案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案並びに教育公務員特例法の一部を改正する法律案、以上二件につきましてもは直ちに委員会への送付をお願いいたしまして、委員会の審議を求めような手續をすでにいたしておりますので、御了承願います。

○保利委員長 本日の議事順序につきましても、事務次長から御説明申し上げます。○山崎事務次長 本日の議事についてでありますが、まず補正予算三案を一

括議題といたします。予算委員長江崎真澄さんから御報告があります。次いで右補正予算三案の編成を求めめるの動議につきましても、西村榮一さんから趣旨説明がございまして、それから討論に入りますが、社会党の小松幹さんが討論に立ちます。先ほどの理事会の話では、この時間は二十分程度というところになっております。次に採決であります。その次に三案につきましても起立採決で扱うようにお話し合いができております。それが終りましたから緊急上程であります。先ほど御決定の通り、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を、内閣委員長の相川勝六さんが御報告になられます。これは社会党が反對しておられます。次に、ただいま御決定の、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案、これを岡田直さんが御説明なさいます。その次に、ただいま御決定の公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案の趣旨説明であります。以上でございます。

○保利委員長 理事会におきましては、この法案の趣旨説明はきわめて簡潔に行われるということになっておりますから、説明者の方に御徹底方をお願い申しておきます。十五分以内ということを厳にお守り下さるようお願いいたします。

なお、明日は午後一時、定刻から本会議を開会することといたしまして、本日の本会議は定刻通り午後一時開会、明日は午前十一時理事会、引き続き委員会、午後一時から本会議ということに御了承をお願いいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

〔参照〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。  
第十一条の二第二項中「百分の二百三十」と「百分の二百六十」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二第二項の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百三十をこえ百分の二百六十をこえない範囲内において、両議院の議長が協議して定める割合」とする。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約八百四十万円であつて、昭和三十三年度

においては、既定予算の節約により実行するものである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十三年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中「百分の二百三十」と「百分の二百六十」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第三条第二項の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百三十をこえ百分の二百六十をこえない範囲内において、両議院の議長が協議して定める割合」とする。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約二百五十万円であつて、昭和三十三年度においては、既定予算の節約により実行するものとする。